

8月は「道路ふれあい月間」

8月10日は「道の日」

道路は、私たちの毎日の生活を支える、欠くことのできない基本的な社会資源です。しかし、あまりにも身近な存在であるため、その重要性が見過ごされがちです。この「道の日」を契機に、道の大切さについて、もう一度見直してみませんか。

平成22年度「道路ふれあい月間」推進標語 最優秀賞

「また明日 きっと歩こう この道を」

(神奈川県 加藤広太さん 小中学生の部)



道路は正しく使いましょう

住宅の新築などにより、道路側溝にふたをかける場合や道路に管を埋設する場合は道路管理者の許可が必要になります。また、これらの施工に際して、道路の通行を一時的に制限する場合も、道路管理者の許可が必要となります。

各手続きには一定の基準、提出が必要な書類などが定められていますので、事前に市役所道路河川課までご相談ください。

8月10日は「道の日」

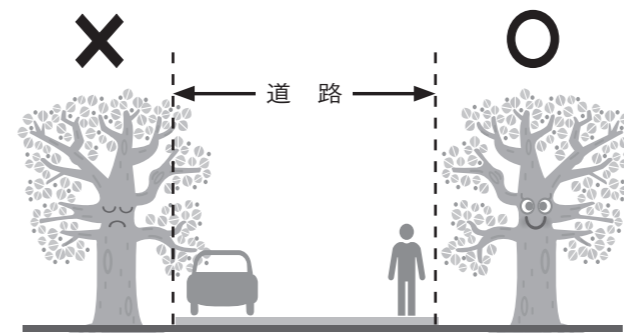
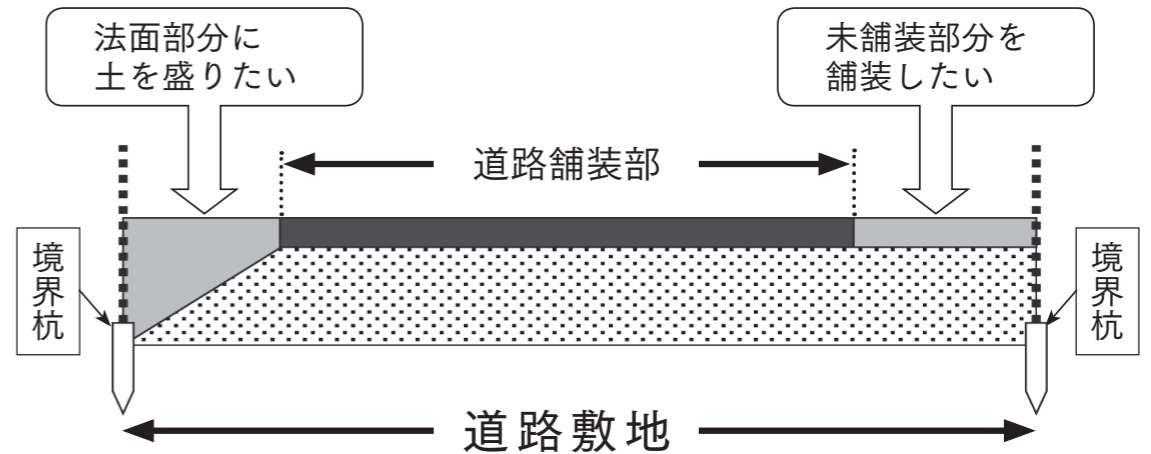
このようなときは	こうした手続きが必要です
<ul style="list-style-type: none"> 道路の上空に看板を設置したい 道路に工事用の足場を組みたい 道路に工事用車両を設置したい 道路の下に管を埋めたい 	<p>【道路占用許可手続きが必要です】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路占用は道路敷地外に余地がなく、やむを得ないときに限り一定の工作物、物件および施設を道路に設けるための手続きです。 許可することができる物件については、法令により定められており、物件の内容に応じて道路占用料が必要となります。
<ul style="list-style-type: none"> ガードレール、縁石を撤去したい 道路の法面を埋め立てたい 道路側溝にふたをかけたい 道路の未舗装部分を舗装したい 道路保護用の鉄板を敷きたい 	<p>【道路自営工事許可手続きが必要です】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路自営工事は、施主が費用を負担し、道路構造物を改修する手続きです。 改修内容については、一定の基準を満たす必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> 道路の下に埋まっている管を補修するため、道路を掘削したい 	<p>【道路掘削許可手続きが必要です】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路掘削は道路を掘削する場合に必要となる手続きです。 掘削した道路は、必ず元の状態に戻す必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> お祭りのため、道路を車両通行止めにした 自宅の工事で、道路を片側通行止めにした 	<p>【通行制限許可手続きが必要です】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通行制限は、車道や歩道の通行を制限する場合に必要となる手続きです。 通行制限を行う場合は、警察署から事前に道路使用許可を得る必要があります。

問い合わせ先

市役所道路河川課監理係 ☎ (22) 2111 (内線266)

★ご注意ください

- 道路舗装部の外側に境界杭が設置されている場合、境界杭までが道路敷地となります。
- 境界杭と道路舗装部の間の法面部分に土を盛ったり、未舗装部分に砂利やアスファルトを敷設する場合は、道路自営工事許可手続きなどが必要となりますので、事前にご相談ください。
- 境界杭がなく境界が不明な場合は、境界立ち会いが必要となる場合がありますので、事前にご確認ください。



夏は、植物が繁茂する季節です。お宅の樹木などは道路に「はみ出て」いませんか？ 道路や歩道に「はみ出た」樹木の枝は、見通しを悪化させたり、通行の障害になるなど、安全な通行の妨げになります。

樹木の所有者の方は、道路にはみ出ないように、枝打ち、移植、伐採など適切な管理をお願いします。

道路への枝の「はみ出し」にご注意ください

土地の所有者には、民法の規定により所有地内に存在する樹木などを適切に管理する義務があり、これに起因して車両や歩行者に事故が発生した場合は、所有者の管理責任が問われ、場合によっては高額な賠償を請求されることもあります。

災害など緊急性がある場合は、市では枝の

伐採などは行いません。個人で伐採などができない場合は、造園業者などにご相談ください。

伐採した枝などは、全戸に配布した「ごみと資源物の正しい分け方」に基づいて処分してください。(直径12センチ以下のものを幅50センチ、直径30センチぐらいに束ね、ひもでしっかりと縛り、証紙シールを張る)

なお、野外焼却は行わないように、お願いします。

▲縛り方の例

土地の境界を決める際は…

境界立ち会いとは、申請地(民有地)と道路、水路など公共用地との境界を決める手続きのことです。

土地の売買、分筆、建物の新築、増改築、ブロック塀の築造など、道路や水路と民有地との境界をはっきりさせる必要ができたときに、その土地の所有者の申請により行います。

境界確定の方法は、公図や地積測量図、過去にその付近

で行った境界確定の資料などを基に、その土地に係る地権者の方々が現地立ち会いをして決めます。

境界を決めたいと思う土地が、市道または市管理の水路に接している場合は、市役所道路河川課まで境界確認申請をしてください。

なお、申請手続きなどには専門的な知識が必要になりますので、土地家屋調査士にご相談ください。